

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	地域データセンター整備促進税制の創設
2	対象税目	(国 11)(法人税:義) (地 12)(固定資産税:外) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>東京圏以外に整備するもので、設置地域近傍からの利用又は東京圏のデータセンターのバックアップを主たる目的とする地域のデータセンターの整備事業に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者が、当該実施計画に従って取得した電気通信設備に対して、以下の措置を適用する。</p> <p>(1)対象者</p> <p>特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成2年法律第35号)の規定に基づき、総務大臣に実施計画の認定を受けた電気通信事業者</p> <p>(2)対象設備</p> <p>実施計画に従って取得した電気通信設備</p> <p>①サーバー、②ルーター、スイッチ、電源装置(直流に限る)、無停電電源装置、非常用発電機※1</p> <p>※1 ①の設備と同時に設置されるものに限る。</p> <p>(3)措置内容</p> <p>法人税:取得価額の30%の特別償却</p> <p>固定資産税:取得後5年度分の課税標準の特例(軽減割合1/2)</p> <p>《関係条項》</p> <p>—</p>
4	担当部局	総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成30年度~31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで(適用:2年間)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>IoT時代の到来により地域において生み出されるデータの急増が見込まれる中、情報流通の要となるデータセンター関連設備の地域への整備を促進。これにより地域経済を活性化するとともに、東京圏に集中しがちなトラヒックを分散して国土強靱化を実現する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○ 国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)</p> <p>第1章 国土強靱化の基本的考え方</p> <p>4 特に配慮すべき事項 (民間投資の促進)</p>

			<p>民間事業者への情報の徹底した提供・共有や連携(広報・普及啓発、協議会の設置等)により、国土強靱化に資する自主的な設備投資等(例えば、バックアップの施設やシステムの整備等)を促すとともに、PPP/PFIを活用したインフラ整備や老朽化対策等を進めるほか、民間の投資を一層誘発する仕組み(例えば、認証制度、規制の見直し、税制の活用等)の具体化を着実に進める。</p>
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>平成 30 年度概算要求における政策評価体系図 【総務省政策評価基本計画(平成 24 年総務省訓令第 17 号)】 V. 情報通信(ICT政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進 4. 情報通信技術利用環境の整備</p>
	③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成 28 年度末時点の「1都3県のデータセンターのサーバールーム面積」^{※2}の「全国のデータセンターのサーバールーム面積」^{※3}における比率(以下「指標の比率」という。)を、平成 28 年度末時点で約 57.85%であるものを、平成 38 (2026)年度末までの 10 年間で 1%下げること为目标とする。 ※2 民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))における1都3県のサーバールーム面積 ※3 民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))における全国のサーバールーム面積</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 現在、データセンターの約6割が東京圏に分布していることから、地域におけるデータセンター関連設備への投資に対するインセンティブを付与することにより、地域の情報流通の円滑化を図るとともに、データセンターやトラヒックの地域分散化に寄与するものである。</p>
9	有効性等	① 適用数等	<p>平成 30 年度 20 者 平成 31 年度 20 者</p> <p>※業界団体へのヒアリング等による。</p>
		② 減収額	<p>初年度減税額(法人税):561(百万円) 平年度減税額(法人税):569(百万円) 初年度減税額(固定資産税):47(百万円) 平年度減税額(固定資産税):133(百万円)</p> <p>※詳細は別添参照</p>
		③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 本措置は、地域におけるデータセンター関連設備への投資に対するインセンティブを付与することにより、地域の情報流通の円滑化を図るとともに、データセンターやトラヒックの地域分散化に寄与するものである。 本措置を講じない場合の「指標の比率」は、平成 24 年度末から平成 28 年度末までの実績^{※4}より、平成 31 年度末時点で約 57.99%になるものと推計される(平成 30 年度及び平成 31 年度の2年間での全国のデータセンターのサーバールーム面積は 92,514 m²増(平成 31 年度末で累計 1,455,741 m²)、このうち1都3県のデータセンターのサーバールーム面積は 54,866 m²増(平成 31 年度末で累計 844,215 m²)と見込まれる)。業界団体へのヒアリングによれば、本措置により、平成 31 年度末までの2年間で1都3県への設置が見込まれているものの1都3県以外に設置されることとなるデータセンターのサーバールーム面積は約 7,100 m²となり、これにより「指標の比率」が約 0.58%低減して、約 57.41%となり、平成 31 年度末時点での目標を達成できることから、本措置が達成目</p>

			<p>標の実現に十分に寄与するものである。</p> <p>※4 民間調査(データセンタービジネス市場調査総覧(株式会社富士キメラ総研))におけるデータセンターのサーバールーム面積</p>
			<p>《税込減を是認するような効果の有無》</p> <p>地域のデータセンター関連設備への投資促進を図ることにより、地域の情報流通が円滑化され、地域経済の活性化に資する。また、首都直下地震等の大規模災害が発生したときのサービス停止からの復旧を速やかに行うことが可能となり、社会的・経済的損失を抑えることができるため、税込減を是認する効果があると考えられる。</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>広く全国にデータセンターを整備するには、租税特別措置により投資インセンティブを確保することが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>本件租税特別措置により整備される設備を用いる事業は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第4条の「通信の秘密の保護」をはじめ、事業の休廃止等に関する規律(法第18条等)、消費者保護に関する規律(法第26条等)、電気通信設備に関する規律(法第41条等)等が適用される。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地域のデータセンター関連設備の整備が促進され、地域における情報流通が円滑化されることによって当該地域の活性化に資することが期待される。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—